



発行 東京都

目次

告示

- 市街地再開発組合の解散認可……………
- ……………(都市整備局市街地整備部再開発課)…
- 土壤汚染対策法の規定に基づき汚染されている区域の指定(三件)……………
- ……………(環境局環境改善部化学物質対策課)…
- 土壤汚染対策法の規定に基づき汚染されている区域の指定解除(三件)……………(同)…
- ……………四
- 特定非営利活動法人の認定……………
- ……………(生活文化局都民生活部管理法人課)…
- ……………七

告示

●東京都告示第千五百六十八号  
 都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第四十五条第四項の規定に基づき勝どき五丁目地区市街地再開発組合の解散を認可したので、同条第六項の規定により告示する。

平成二十九年十月十一日

東京都知事 小池百合子

●東京都告示第千五百六十九号

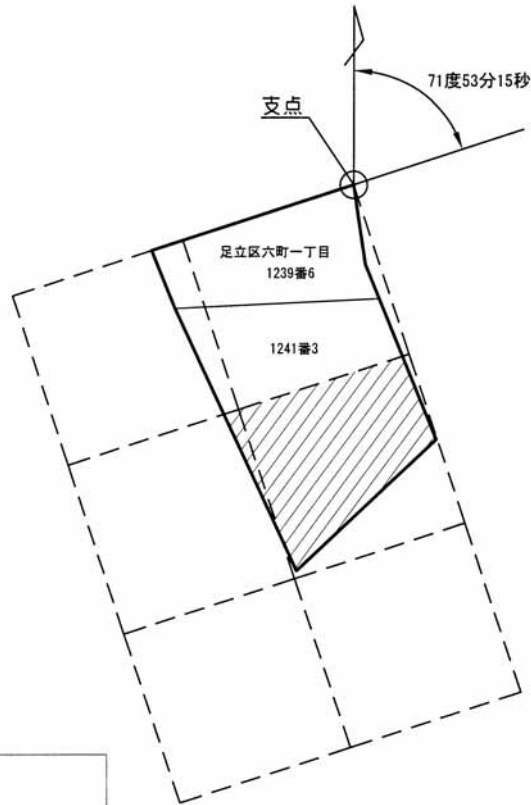
土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年十月十一日

東京都知事 小池百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(足立区六町一丁目地内)
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【凡例】

- 単位区画
- 筆境界
- 敷地境界
- ▨ 形質変更時要届出区域

【支点】

支点は、足立区六町一丁目  
1239番6の最北端とする。

【格子の回転角度 (71度53分15秒)】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千五百七十号

土壤汚染対策法 (平成十四年法律第五十三号) 第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域 (以下「形質変更時要届出区域」という。) を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

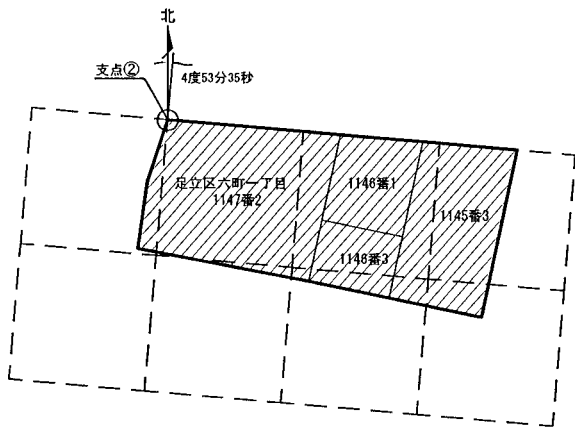
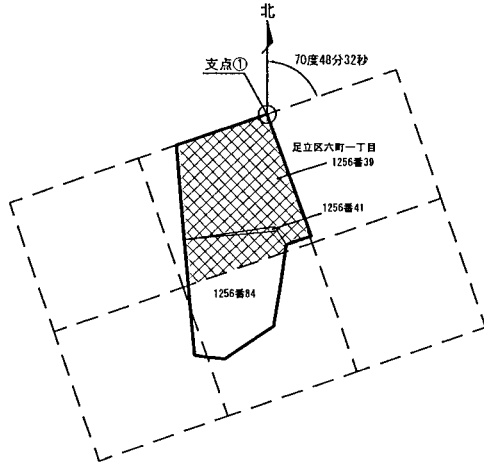
平成二十九年十月十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり (足立区六町一丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則 (平成十四年環境省令第二十九号) 第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物

別図



【凡例】

- 単位区画
- 筆境界
- 敷地境界
- ▨ 形質変更時要届出区域  
(この告示により指定する区域)
- ▩ 形質変更時要届出区域  
(平成29年東京都告示第238号により指定した区域)

【支点①範囲】

【支点①】

支点は、足立区六町一丁目  
1256番39の最北端とする。

【格子の回転角度（70度48分32秒）】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

【支点②範囲】

【支点②】

支点は、足立区六町一丁目  
1147番2の最北端とする。

【格子の回転角度（4度53分35秒）】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千五百七十一号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

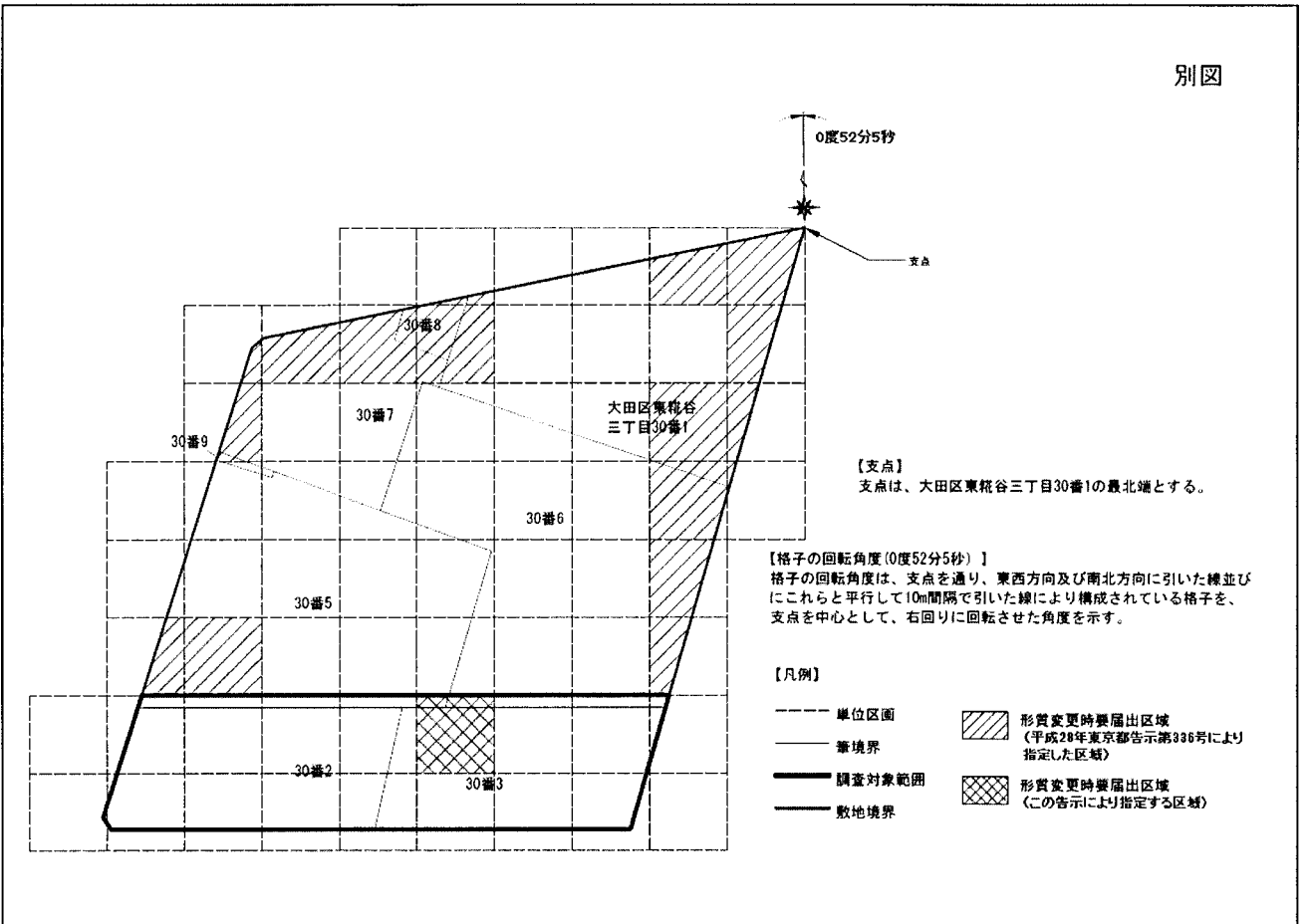
平成二十九年十月十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（大田区東糀谷三丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物

別図



●東京都告示第千五百七十二号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六條第四項の規定により、平成二十九年東京都告示第九百七十一号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第五項において準用する同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

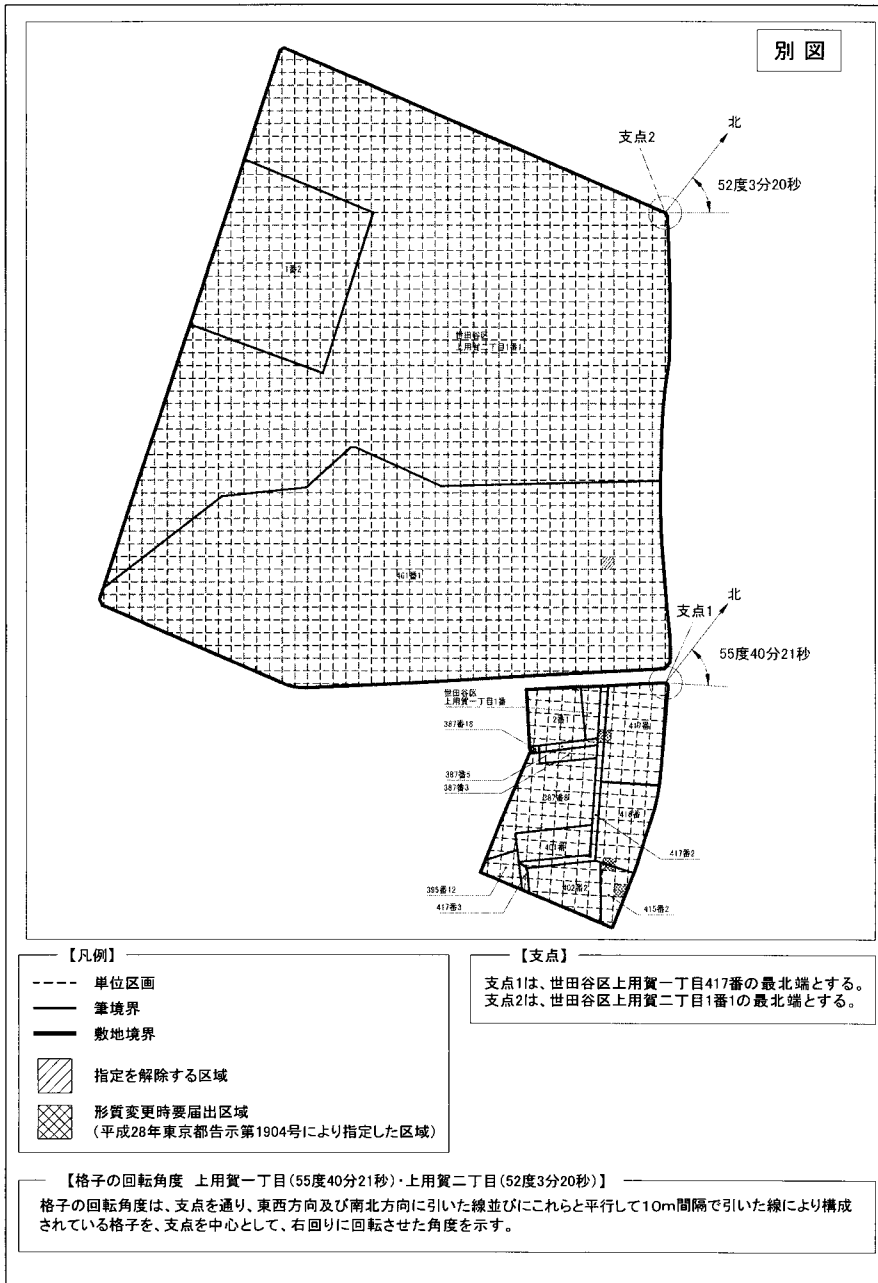
平成二十九年十月十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり(世田谷区上用賀二丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一條第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 六価クロム化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去



●東京都告示第千五百七十三号  
 土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条  
 第二項の規定により、平成二十九年東京都告示第三百五号  
 により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第  
 三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次  
 のとおり告示する。

平成二十九年十月十一日

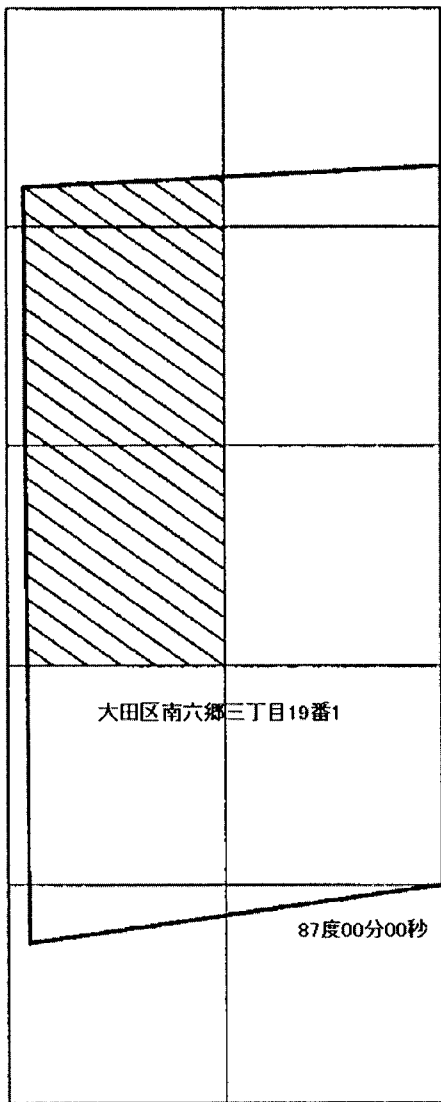
東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり(大田区南六郷三  
 丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十  
 九号)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特  
 定有害物質の種類 砒素及びその化合物並びにふっ素及  
 びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



【起 点】

起点は、調査対象地(大田区南六郷三丁目19番1)の最北端とする。

【格子の回転角度】 87度00分00秒

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

【凡 例】

- 調査対象地(筆境界)
- 単位区画
- ▨ 指定を解除する区域

●東京都告示第千五百七十四号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、平成二十九年東京都告示第八百八十五号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年十月十一日

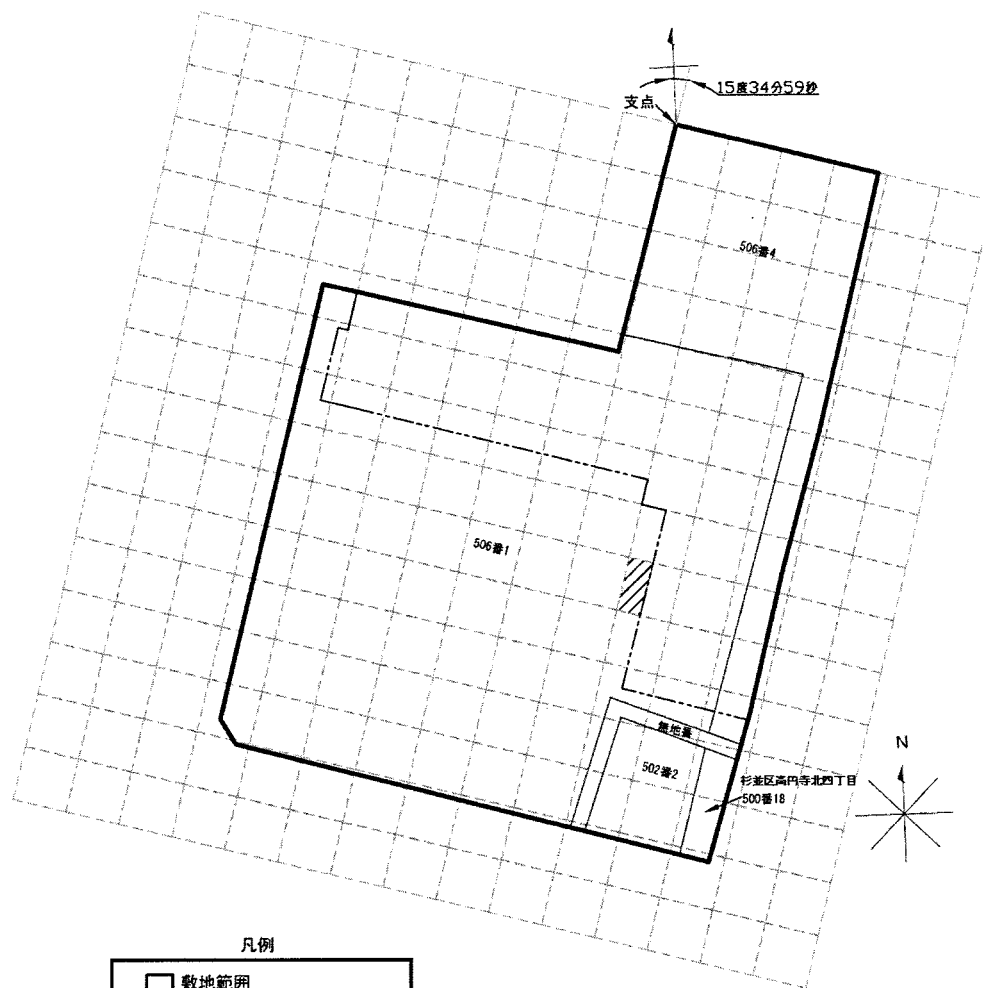
東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり(杉並区高円寺北四丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



凡例

- 敷地範囲
- 調査範囲
- ▨ 指定を解除する区域
- 単位区画
- 筆境

【支点】  
支点は、杉並区高円寺北四丁目506番4の最北端とする。

【格子の回転角度（15度34分59秒）】  
格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

# 公 告

特定非営利活動法人の認定について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第四十四条第一項に規定する特定非営利活動法人の認定をしたので、同法第四十九条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第二十二条の三の規定により、次のとおり公告する。

平成二十九年十月十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称

特定非営利活動法人ストップ結核パートナーシップ日本

二 代表者の氏名

森 亨、田中 慶司、白須 紀子

三 主たる事務所の所在地

三 主たる事務所の所在地

東京都千代田区三崎町一丁目三番十二号 結核予防会

四 従たる事務所の所在地

大阪府大阪市中央区道修町四丁目六番五号 結核予防会

五 認定の有効期間

平成二十九年九月十一日から平成三十四年九月十日まで

一 名称

特定非営利活動法人エッジ

二 代表者の氏名

代表者の氏名

藤堂 栄子

三 主たる事務所の所在地

東京都港区芝三丁目六番五号 第二佐山ビル四階

四 認定の有効期間

平成二十九年九月十四日から平成三十四年九月十三日

まで

一 名称

特定非営利活動法人キリスト教メンタル・ケア・セン

ター

二 代表者の氏名

藤崎 義宣

三 主たる事務所の所在地

東京都渋谷区代々木二丁目三十六番四号 代々木ブリ

ンスマンション一〇二

四 認定の有効期間

平成二十九年九月十五日から平成三十四年九月十四日

まで

発行  
東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
号(代)

郵便番号  
163-8001

定価  
本号  
一箇月 三〇円  
六、六〇〇円  
(郵送料を含む)

印刷所  
勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七  
号(代)

郵便番号  
113-0001